

## 平成 30 年度第 2 回 神奈川県子ども・子育て会議 議事録

日時：平成 31 年 3 月 28 日（木） 13 時 30 分～15 時 15 分

場所：波止場会館 4 階大会議室

- ・ 事務局より、委員数 21 名中、代理出席 1 名を含め 14 名が出席し、定足数を満たしていることを説明した。（この後、委員 1 名が遅れて出席し、15 名の出席）
- ・ 香川福祉子どもみらい局長より開会のあいさつを行った。

### ○小沼会長

まず委員の在任中に亡くなられた平野委員ですが、私は昨年 3 月まで小田原短期大学におりましたが、平野委員は保育士を養成する施設協会の会長でしたので、そこで大変お世話になりました。ご冥福をお祈りいたします。

話が変わるのですが、半年前くらいに、ある地方都市の保育士の方に話をする機会がありまして、その市の担当者の方（その方は保育士ではない）がお礼状をくださったのですが、そこに、講演をした夜のこととして「私には小学 6 年生の娘がおりますが、これまでの反省を含めて、昨日は娘と向き合って話をしようとして試みたところ、『ママ、今日はなぜそんなに優しいの。』と言われてしまいました。昨日が特別な日にならないように、子どもに顔と心を向けて接していきたいと思います。」と書いてありました。私どもがしなくてはいけないことは本当にたくさんあるのかもしれないと感じさせられたので、紹介させていただきました。

さて、先般は、本当にたくさんご意見いただき、ありがたかったですが、それを事務局としては、今回発表させていただくまでに随分苦労しながら盛り込む努力をしていただきました。今日もぜひ、事務局が苦労するくらい、ご意見をいただき、内容が深まっていけばいいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは本日の議題となりますが、「かながわ子どもみらいプランの次期改定について」、前回の会議では改定に当たっての現状の振り返りとして「少子化の現状」、「子ども・子育てをめぐる現状」、「仕事と子育ての両立の現状」の指標や課題について委員の皆さんのご意見をお伺いしました。本日は皆さまのご意見を踏まえ、課題をまとめた上で改定の方向性を整理しました。資料もたくさんありますので、これから事務局に説明していただきます。後ほど皆さんにご意見を伺いたいと思います。

### ○川上子ども企画担当課長

【資料に基づき説明（1「かながわ子どもみらいプラン」の点検（1）、（2））】

### ○小沼会長

色々な資料を準備していただき、かなりの意見を整理して盛り込んでいただきました。最初は現状の変化について、それから基本理念の検証についてご説明いただきました。何かございましたら、ご意見いただきたいと思います。

## ○山重委員

趣旨については理解できたつもりですが、基本理念の改定案について「幸福」をいれるところはいいと思うのですが、基本理念を3つにするところで、頭の整理ができていないので教えてください。

基本理念の1番目と2番目は「〇〇の社会をめざします」というところで、めざすのは誰かということ、神奈川県民がめざすのではないかと、行政ではなく県民がめざすと言っていると思います。すると、3番目の基本理念で新たに「県民が〇〇の社会の実現をめざす」というところが、なんとなくですが同じことを言っていると思います。本来1番目と2番目で十分であるところに、さらに追加で「みんなで応援する社会」とすることを、どう理解したらいいのでしょうか。前の2つはフォーマルなくみをきちんと整えるということを書いて、3つ目はどちらかということ、日々の生活の中で応援していくということなのではないのでしょうか。十分でなかった部分を追加したということなら理解できなくもないのですが、いかがでしょうか。

## ○小沼会長

「社会を育てる」とか「社会が醸成される」ということが、「応援する」ということではないでしょうか。

## ○山重委員

わかったようでわからないので、教えていただきたいです。

## ○川上子ども企画担当課長

すごく難しい質問ですが、基本理念1番目は、直接子どもに作用するもので、子どもが、のびのびと個性や能力を生かして育っていくための取組で、そのような社会をめざすとしています。2番目は、保護者の方が安心して生み育てる環境づくりをめざすとしています。1番目も2番目も県民が実現するということはよくわかるのですが、あくまで主体として子どもと保護者を置いて、3番目に主体として社会、これは社会制度も含めて、主語レベルで考えています。

確かに山重委員がおっしゃるとおり、実現するのは県民ということで3つとも一緒なのかもしれませんが、主体というか主語をそれぞれ3つに整理してはどうか、ということが基本的な発想です。

## ○山重委員

なんとなく通じればいいとは思いますが、1番目も2番目も本当の主語は「県民」と思うのですが。

## ○小沼会長

「社会をつくることもめざします」ということだと思うのですが。1番目と2番目は、それぞれを応援するのですが、3番目はそういう社会を実現するというとらえ方はできないでしょうか。

### ○山重委員

3番目は、どうしても最後のまとめというものに思えるのですが。

### ○鬼頭副会長

私は、3番目は少し表現を変える工夫があれば、しっかりしたものになると思います。まずは子ども自身が幸せに生きることが1番目に、2番目は、子ども・子育て支援法の第2条に書かれているように、「父母その他の保護者は子育てについて第一義的責任を有する」とされており、その第一義的責任を有する保護者にとって子育てが喜びや生きがいになるようなものになるとし、それでは、子育ては子どもと保護者だけの関係のものかということ、そうではなくて社会全体が助けていくものです、とすれば割としっかりとした構造になると思います。表現が適切かどうかということ微妙なところはあると思うのですが、そこを考えれば、そんなに混乱することもないと思うのですが、いかがでしょうか。

### ○小沼会長

他にご意見はありますか。こういう風にしたらわかりやすいなどあれば、お願いいたします。

### ○尾木委員

正確に覚えていないのですが、次世代育成支援対策推進法では、子育てを応援します、子どもを育てる保護者を応援します、子育てしやすい社会づくりをしますというような3本立てだったと思うので、その構造で考えればわかると思います。まちづくりとか支援に参加しやすいコミュニティをつくるとか、そういう趣旨だったと思いますので。ただ、やはり3番目の「みんな」がどの辺の人を指しているのかわからないので、その周りの家族とも読めるし、県民のイメージは伝わってこないなので、表現を変えたほうがいいかと思います。

### ○稲垣委員

(「『すべての県民』が主語になるものがあってもよい」とは) たぶん私が言ったことだと思うのですが、現行プランは2本柱で「すべての子ども」、「すべての保護者」が基本理念となっており、「子ども」と「保護者」の2つのみが施策を受ける対象であるかということ、そうではなくて、例えば高齢者でも保育に参加できるしくみをつくるだとか、施策の対象として、保護者だけでなく他の県民も対象となっていて、いい社会をつくっていくのもあって、もう一つ「社会」の追加というのはいいのかなと思っています。

### ○山重委員

わかってきました、ありがとうございます。

### ○小沼会長

それでは、他にありますか。

## ○森田委員

今の話について、私も3本立てはすごくいいと思っています。先生方の話を聞いているうちに、基本理念の2番目で子育てをする保護者を支えていく、3番目も社会で子育てをする保護者をサポートする、となると、この下にぶら下がる施策の分類が難しくなると思いました。例えば、基本理念3番目は地域が子育てをするとし、先ほどの話にあった高齢者の方など縦割りではなく、横ぐしで地域が子育てをしていくという考え方でいくと、基本理念2番目と3番目はきれいに分けられると思うのですが、どちらも保護者を中心に支援するとなると、ぶら下がる施策とか、切れ目ない支援についても2番目にも3番目にも入るところで、難しさを感じました。

## ○小沼会長

多分、策定当初もその辺りが分けられなくて苦労したところだと思います。

## ○鬼頭副会長

現行の子どもみらいプランの35ページに図がありますが、ここに目標を掲げています。

「子どもが生きる力」、「保護者を支える力」、「社会全体が支える力」とし、社会全体は具体的に行政、企業、教育・保育施設等、地域社会とし、図式で非常にわかりやすいです。基本的にこれを生かすべきでないかと思います。

何が混乱の原因かというと、理念と目標とは、混乱が起きがちであり、理念と目標がごっちゃになっていることがあると思います。理念をどこまで書くべきか、そしてそれをめざす到達点あるいは経過点を目標とすると、その表現について、理念と目標をはっきり分けて書かないと混乱が起きるのではないかと思います。そこが問題だと思います。

## ○小沼会長

その辺りの整理も含めて、再考していただきたいと思います。他にご意見ありますでしょうか。

## ○吉田委員

前回出席していないもので、少しわからないので、的が外れたら申し訳ありません。

3番目の基本理念の「社会」について、基本理念の1番目も2番目も「社会」となっており、これは国の計画であればこれでいいと思うのですが、あくまで神奈川県で、かつ、子ども・子育て支援制度は市町村が実施主体で、それを包含する形でこの計画があるという基本構造を踏まえれば、3番目の「社会」は「ソーシャル」というニュアンスではなく、「コミュニティ」という、実際そこで子育てしている人もしていない人も地域の中で一緒に生活している中で、子どもがいることが、子どもがいない人にも、地域にとってもいいことだというニュアンスのとらえ方のほうが、おそらくいいのではないかと思います。すると、基本理念3番目の下のカラー部分（資料3中基本理念3番目の「個別説明」のグリーンの部分）の切れ目ない支援やワーク・ライフ・バランスとありますが、これ自体は基本理念の2番目で、コミュニティあるいは、お互いフェイストゥフェイスで支えあう地域社会、共生支援又は共助というニュアンスがむしろ基本理念の3番目であり、そのほうが県の計画とし

てはすっきりするのではないかと思います。

#### ○佐藤委員

今日初めての参加になります。資料の4ページのイのところ、「『すべての県民』が主語になるものがあったてもよい」に対し、たぶん3番目の基本理念が呼応してきたと考えますと、「応援する」ということは、子ども・子育ての子どもが幸福を感じられて、幸福を追求できるという結果を通して、社会全体が関わっていくことで、結果として県民全体が幸福を追求できるというまとめにすれば、全体としてはバランスがとれるのではかと思えます。

#### ○小沼会長

ありがとうございました。この基本理念は柱になりますので、十分に議論していただければと思います。

1点だけ、細かいところですが、資料1ページの一番下の枠の待機児童に関する部分で、「保護者のニーズに対応した教育・保育の提供体制の確保」のところは、「子ども」も必要になってくるのではないのでしょうか。保護者だけのニーズではないのではないかと思います。子どもが対象で、子どもが育成される場所であるので、「子ども」を追加したほうがよいのではないかと思います。

#### ○森田委員

質問ですが、資料1のスライド11ページの里親委託率について、新しい目標の「乳幼児の里親委託率75%以上」は、本当に現状と乖離していて、これからどうしていきべきかと思うところですが、現状の里親委託率が「16.0%」とありますが、これは国の目標と同じで、乳幼児の里親委託率75%に対して16%なのか、全体の子どもに対して16%であるのか、教えてください。

#### ○中野子ども家庭課長

16%は、全体の18歳までの子どもに対してです。

#### ○森田委員

乳幼児のものは、数字は無いのでしょうか。それともこれから出てくる可能性はあるのでしょうか。

#### ○中野子ども家庭課長

今までの計画は年齢別に出していなかったのではありません。来年度策定する計画では、年齢別を確認していかなければならないと思っています。

#### ○小沼会長

他にありますでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。

## ○川上子ども企画担当課長

【資料に基づき説明（1「かながわ子どもみらいプラン」の点検（3））】

## ○小沼会長

ご意見がございましたら、お願いします。

## ○高藤委員

資料5の次期プランの施策体系（案）について、内容というより区分の仕方なのですが、「2『保護者等が育てる力』を強化するために」のところに「妊産婦及び子どもの健康の増進」が位置づけられ、その中にいろいろな項目が入るかたちになっています。子どもを中心にとすることで考えると、ここに入っている小児医療、学童期の保健対策、たばこ・飲酒・薬物対策といった子どもに対する教育的なものについては、まさに子どもの健全育成に関わる項目ですので、「1子どもが『生きる力』を伸ばすために」のところに整理する方がよいと思います。今の案だと入れ物になる項目がありませんが、本来的には子どもの健全育成の部分に関しては「1」の方がいいような気がしました。

## ○小沼会長

他にいかがでしょうか。

## ○森田委員

このプラン改定のお話を伺っていた時に、やはり虐待の問題はすごく大きくて、そこをしっかりと防止していくことが大切だというお話は局長からもありましたが、今の案で施策体系がまとまっていくと、どこに虐待の防止が入ってくるのか、確かに「1子どもが『生きる力』を伸ばすために」の「支援を必要とする子どもを守る体制づくり」のところに児童虐待の関係が入ってくるのはわかりますが、今は支援を必要とする前の段階、母子保健のところで虐待防止をしっかりとやっていくということで、そのために子育て包括支援センターを全市町村でつくって妊婦さんを全員把握してくださいます。そして、特に周産期のメンタルヘルスが非常に重要で、国の自殺対策大綱でも重点のポイントになっているといたところで、産婦検診の公費負担が始まり、そこで全員にエジンバラのテストをして、うつの産婦さんを早期に発見して、産後ケアや精神科にしっかりとつなげていく、ここの虐待による死亡が非常に問題になっているところがあって、今はもう母子保健は児童虐待の早期発見・早期対応のところで、しっかりと法律にも位置づけられていますので、それが「健康の増進」といったかたちになってしまうと、かなり薄まってしまふのかなと思いました。

また、子どもの方が中心になると、グレーのところにいるお母さんたちをどうやって支援していくのか、市町村がどこで判断していくのかというところが見えにくくなってしまうのではないかなという印象を受けました。

## ○今村委員

このプランは基本的に小さな子どもたちのためということなのだと思いますが、妊婦というか、親になるというところをフォローしてもらうのに、実は望まない出産をしている人

たちがかなりいます。ちゃんと制度はあるのですが、やはり恵まれないまま出産をしている人たちがいることは事実ですので、そのフォローの部分をごどこかに入れてもらうことができないかとは思っています。

#### ○小沼会長

いろいろとご意見ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

#### ○山重委員

よくわからなかったのが、段々わかってきたのですが、資料5の一番左の1から3については、行政の観点から言えば誰に対する支援を行うかということで、最初は子どもに対する支援、2つ目が親に対する支援、3つ目が社会に対する支援と、そういったかたちで分けているのだと思いました。ただ、違和感があるのは、「子どもが生きる力を伸ばすために」と、自ら生きていく力を獲得することを目標としている時に、次期プランの案で、「支援を必要とする子どもを守る体制づくり」ということになると、「生きる力」とはちょっと違うものを感じてしまいました。子どもに対する支援という意味では、子どもを守るための施策は「1」に入ってくるのだと思いますが、むしろ子どもが幸福になることを支援するといったところに本来の目標があって、それを「生きる力」と書いてしまっていることに違和感が残るような気がしました。ただ、構造として、誰に対して支援していくかということで、この3つの柱にすることには意味があるということではわかりましたので、少し言葉を整理していただくと、もう少しすっきりわかるのではないかと思います。

#### ○小沼会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

#### ○佐藤委員

今の議論に関して、目標ごとにツリーのかたちで中身を分けていますが、新しい問題も含めてどのカテゴリーに入れていくのかということについては、このままのツリーのかたちで分けるのがよいのかどうか、子どもにも保護者にも関連するものは、両方の集合型のようなかたちで示すこともできるのではないのでしょうか。

#### ○小沼会長

書き方は違ってくるでしょうが、両方に書くという方法もあるのではないかということですね。ありがとうございました。

#### ○吉田委員

先ほどの虐待の問題も含めて、実は市町村段階では、今回の計画策定に際して、これまで子ども・子育て支援法に基づく事業計画とセットで策定していた次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を切り離して、行動計画については、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画とくっつけるというところはかなり多いです。県の場合は後期の行動計画とセットで行うということで、市町村と体系的にずれるところがあるのかもしれませんが、

虐待の問題は子ども・若者計画にもかなりつらねていますし、そうした関連計画をどこかに図式に入れていただきたいです。関連する別の審議会、計画があつて、それらと重層的にやっていくということであつて、この会議で審議する計画で全てカバーするわけではないので、そのあたりの整理を次回、事務局でやっていただくといいのかなと思います。

#### ○川上子ども企画担当課長

関連する主な計画については、資料1の2枚目に記載させていただいています。前回の会議において、例えば子ども・若者育成支援推進法の関係では「かながわ青少年育成・支援指針」を、また、家庭的養護推進計画や子どもの貧困対策推進計画も別に策定しており、別の場でご審議いただいているということをご説明させていただいたところですが、図式でもう少しわかりやすくお示しさせていただきたいと思います。

#### ○小沼会長

私からも1点よろしいでしょうか。

資料5の次期プランの施策体系(案)で、「子どもの『生きる力』をはぐくむ教育環境の充実」というものがあります。私は「教育環境」だけで子どもの生きる力をはぐくむことができるのか心配をしていて、分けてもいいのかもしれませんが、「生きる環境づくり」、「生きる力がはぐくまれる環境づくり」というような、教育環境だけではなく、安心して生活できる場が必要になってくるのかなと思います。

#### ○川上子ども企画担当課長

説明が漏れており申し訳ありません。

なぜ「教育環境」にしたかと申し上げますと、現行プランでは、「子どもの育ちと学びに対する支援」のところに「教育費等負担の軽減」を位置づけていましたが、現在国会で審議中の幼児教育・保育の無償化を踏まえた子ども・子育て支援法の改正で、子ども・子育て支援の基本の部分に経済的負担の軽減というものが入ってくる見込みです。そうすると「教育費等負担の軽減」は生活困窮世帯だけの話ではなくなり、収まり場として、上の「教育の充実」に移そうというのが考えの根っこにありました。移そうとした時に、経済的負担の軽減が「教育の充実」かと言われると、現在の表現では収まりがよくないので、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針でも使われている「教育環境の充実」という表現にして、少し幅広く捉えられるようにしたところです。

#### ○小沼会長

「子どもが生きる力」をはぐくむのは教育の場だけではないと思いますので、その辺りを考慮していただけるとありがたいと思います。

もう1点、教育環境の充実のところに「健やかな体と体力づくり」がありますが、表現はこれでよいでしょうか。「心」は入らないでしょうか。

#### ○川上子どもみらい企画担当課長

今の表現では「健やかな体と体力づくり」となっています。



## ○小沼会長

率直な感覚として、「心」が入らなくてよいのかと思ったので、聞かせてもらいました。その他、ご意見等はよろしいでしょうか。それでは、次の説明をお願いします。

## ○川上子どもみらい企画担当課長

【資料に基づき説明（2「かながわ子どもみらいプラン」の改定のポイント、3その他）】

## ○小沼会長

現時点で想定している改定のポイントなどについて、ご説明いただきました。ご意見等がございましたら、お願いします。

## ○小澤委員

需給計画について、「保育ニーズの変化」と記載されていますが、市町村がこれから見直しに入る時に、ニーズ調査というものを実施します。5年程前、私が地元市の子ども・子育て会議委員を務めていた際に、ニーズ調査のアンケートを見せていただいたのですが、回答を誘導するような文言がとても多く、設問の仕方によって回答が左右されてしまうと感じました。市町村の担当の方も初めて作成するというで大変困っていて、どうしても専門的なコンサル会社などをお願いして、それをそのまま出してくるようなところがありました。ここで4、5年経つわけですから、ニーズ調査の仕方、設問が回答を誘導するようなものになっていないかも含めて、各市町村の子ども・子育て会議でしっかり議論をしていただきたいと考えています。我々の団体からも各市町村の子ども・子育て会議に委員が出ていますが、中には、ニーズ調査のアンケートを一切見せられずに、行政が一方的に実施をして、終了してから報告されたという話も聞いております。ニーズ調査は大変重要なものになると思っていますので、しっかり各市町村の子ども・子育て会議等々で設問を含めて議論していただくことを、県からご指導いただきたいと思います。

また、本日の議題に関してではありませんが、昨日、川崎で認可外の幼稚園が閉園するというニュースが飛び交いました。県にも問合せが殺到しているということですが、本来認可外の幼稚園という言い方はなく、幼稚園というのはあくまで認可を受けているものですので、幼児教育類似施設というもので、民間の有限会社が運営している施設です。特色があるところに、保護者が選択されて入っているわけですが、県内にはまだまだそういった施設がございます。そこが突然閉園して4月からは行わないという話があり、二百数十名の方が行き場がなく困っているということで、我々はしっかり設置基準に則った認可を受けている幼稚園の責任として、現在川崎協会が一生懸命受け入れ体制を整えているという話も聞いておりますので、一言申し上げさせていただきます。

## ○川上子どもみらい企画担当課長

ニーズ調査についてですが、ほぼ全ての市町村が今年度内に終了する見込みとなっており、申し訳ありませんが、今から調査そのものについて、我々の方で何かということはタイミング的に難しい状況となっています。調査に関しては、国が手引きを出しております、全国

共通でこういったかたちで実施してくださいというものは示されています。それにプラスして、どうアレンジするかは市町村によって工夫があらうかと思いますが、基本的なところについては、同じようなかたちで調査票が作られていると思っています。

なお、計画改定にあたり国から示された留意事項のうち、大きな1つとしては、国の子育て安心プランが2020年度末までに待機児童を解消するとしていることを踏まえて計画を作るようにというものです。もう1つは、放課後児童クラブの関係でも国の新しいプランができ、同様に待機児童の解消の時期が示されましたので、それに留意するようになっていきます。アンケートに関しても、特に幼稚園を希望される方のご意向の取り方を少し工夫するようなかたちで、アンケート調査のイメージが変わっていたかと思います。

## ○尾木委員

「放課後児童クラブの整備計画の記述を追加」については、是非お願いしたいと考えています。資料1に放課後児童クラブの待機児童数の推移が記載されており、平成26年度と比較すると待機児童は減っていますが、いつ本当に待機児童が解消されるかと言われると私は先が見えないと思っています。今一生懸命施設を増やしていますが、「入れそうであれば私も」という潜在的に利用を希望されている方がたくさんいらっしゃいます。また、保育所のニーズはそのまま放課後児童クラブのニーズに直結してくるものだと思いますので、保育所と放課後児童クラブのニーズがどれくらいあって、どう満たしていくのかについては一緒に検討していくことが重要ですので、是非記載をよろしくお願いします。

## ○川上子ども企画担当課長

放課後児童クラブの新しい国のプランでは、2021年度末までに待機児童を解消し、2023年度末までに、保育所と同じように女性の就業率が8割程度になることも想定して受け皿整備を進めていくとされていますので、市町村においてもそれを踏まえて計画を立てるようということが示されている状況でございます。

## ○小沼会長

他にはよろしいでしょうか。

全体を通してでも、何かありましたらお願いします。

## ○山重委員

資料5をずっと見ていて、何となく落ち着きが悪いなと思っていて、「『保護者等が育てる力』を強化するために」の中の「2 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援」については、やっぱり残した方がよいのではないかと思います。特に外国籍の子どもたちの場合、子どもたちへの支援も重要ですが、保護者への支援をしていかないと子どもたちとの関係が悪くなってしまう可能性もありますので、保護者への支援を考えた時にはやはり「2」は残しておいた方がよいと思います。同様に障がい児や養護が必要な子どもに関しても、引き続き家庭への支援はしっかりやっていただいた方がよいと思います。

また、保護者のところを減らすということであれば、「3 地域における子育て力の向上」が、「『社会全体が支える力』を大きくするために」の「2 社会全体による子ども・子育て

て支援のための基盤づくり」とあまり変わらないのではないかという気がしていて、これをむしろ統合するかたちにしてもよいのではないかと考えています。もし、保護者のところに「3 地域における子育て力の向上」をあえて残さなければならない理由や残さないことに対する懸念があれば教えていただければと思います。

#### ○小沼会長

現行のプランにあまり引っ張られすぎてしまうと、せっかく作るのにとという面もあると思いますので、先ほど両方に記載しては、というご意見もございましたが、既成の概念を超えて、本当に必要なものは何かということを整理していただけるとよいのかなと思います。

他には、よろしいでしょうか。

それでは、今回もたくさんご意見をいただきましたので、これから事務局に悩んでいただくことになるのだと思います。いいものを作っていくには皆様のご意見が大事ですので、次期改定に向けた作業を進めていただければと思います。

それでは、ここで進行を事務局にお戻しします。

#### ○横溝子どもみらい部長

長時間に渡り、ありがとうございました。子どもみらいプランについては、本県の子ども・子育てに関して重要な位置を占める計画ですので、いただいたご意見をしっかりと受け止めさせていただき、改定に向けて進めていきたいと思っています。

それでは、これをもちまして、平成 30 年度第 2 回神奈川県子ども・子育て会議を閉会させていただきます。本日は、ありがとうございました。